参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令 和 2 年 7 月 27 日
支出負担行為担当官
大阪管区気象台長　木俣　昌久

1　当該招請の主旨

本業務については、既に運用している航空統合気象観測システムの風向風速計への防氷装置の取付や視程計の移設等を行うものであるが、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な本システム構造及び動作並びにソフトウェア等の詳細を熟知している法人等との契約手続きに移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、一般競争入札方式による公告を行う予定である。

2　業務概要

（1）業 務 名　防氷装置の購入及び防氷装置･視程計の取付調整

（2）業務内容　既設の風向風速計への凍結防止のための防氷装置の取り付けや、視程計について、別途調達した架台への移設作業を行う。

（3）履行期限　令 和 3 年 2 月 26 日 （金）

3　業務目的

冬季の風向風速計の凍結による観測データの欠測を防ぐための風向風速計防氷装置の整備、並びに一部の航空気象観測所について、視程計を航空機の操縦者の目線と同一の高さの観測値を取得するため、視程計の架台への取り付けを行うことを目的とするものである。

4　応募要件

（1）基本的要件

ア　予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。

イ　令和元・２・３年度（平成３１・３２・３３年度）国土交通省（全省庁統一資格）「物品の販売」において近畿地域の競争参加資格を有する者であること。

ウ　大阪管区気象台から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（2）技術力に関する要件

航空統合気象観測システムが航空気象情報を提供する機器であることを十分に理解し、取付の際に航空気象業務等に支障を与えない技術を有すること。

（3）設備・システムに関する要件

航空統合気象観測システムの性能・機能仕様を理解し、本業務を実施するための資料を示す項目について、個々の要件を満足するような作業を行う技術を有すること。

（4）守秘性に関する要件

①　大阪管区気象台から提供された資料は、監督職員の許可を受けた場合又は公開資料であることが明らかである場合を除き、本業務以外の目的で使用してはならない。
また、貸与された資料は、本業務終了後直ちに返却しなければならない。

②　大阪管区気象台の許可を受けた場合を除き、本成果物を他に流用してはならない。

（5）業務執行体制に関する要件

履行期限までに指定する点検、整備、交換、報告を完了する体制を有するとともに、本業務後に発生した不具合等への対応について必要な連絡窓口、復旧体制を有すること。

（6）業務実績に関する要件

航空統合気象観測システムの製造、若しくは点検調整の実績があること。

（7）その他必要と認める要件

本業務に必要となる機器の構造等の詳細情報に関する資料を使用する権利を有す、若しくは許可を受けられること。

5　手続き等

（1）担当部局

〒540-0008
大阪市中央区大手前４－１－７６　大阪合同庁舎第４号館
大阪管区気象台総務部会計課第一契約係
電話　06-6949-6301　　ＦＡＸ 06-6941-2640

（2）説明書の交付期間、場所

令 和 2 年 7 月 27 日 （月） から 令 和 2 年 8 月 6 日 （木） まで（1）に同じ。

（3）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

令 和 2 年 8 月 7 日 （金） 17時 00分　　（1）に同じ。
持参、郵送（書留郵便に限る）又は電送（事前に（1）へ連絡を入れること）すること。

6　その他

（1）手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

（2）関連情報を入手するための照会窓口　５（1）に同じ。

（3）一般競争入札方式による公告を行うこととなった場合、その旨後日通知する。

（4）令和元・２・３年度（平成３１・３２・３３年度）国土交通省（全省庁統一規格）「物品の販売」において近畿地域の競争参加資格の認定を受けていない場合も５（3）により参加意思確認書を提出することができるが、本件が（3）の公告を行うこととなった場合で当該入札の競争参加資格確認申請を行う場合には、当該資格の認定を受けていなければならない。

（5）詳細は公募説明書による。